

第97号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年12月6日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立品川健康センター

所在地 東京都品川区北品川三丁目11番22号

(2) 名 称 品川区立荏原健康センター

所在地 東京都品川区荏原二丁目9番6号

2 指定管理者

名 称 住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体

代表者 住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 月村 繁雄

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(説明) 品川健康センターおよび荏原健康センターの指定管理者を指定する

必要がある。